

せしむ。④除隊後は帰任せしむ但し左の各号の一に該当するものは帰任を義務せしめず。①在任中の成績に徴し、工員規定より二條より三條に該当するものに該当するもの。②傷病のため工員規定に適合せざる者。③在任中は勤続年数に達し得ず。④日給其他の給與をなす者。⑤除隊後帰任を許さるる場合は、入任の日の前日に於て解任せしめられたる者と看做し、之に關する規定に依り、身方取扱となす。

⑥ 解雇手当 会社の都合により解雇する場合に、(四)に示す退職手当の二倍を支給す但し、(四)工員規定より二條より四條により解雇する場合に本手当を支給せざり(手当表参照)

⑦ 老衰手当 解雇手当の十分の一を支給す但し、本手当の支給を以て心す者は退職に依り本手当以外に給與を受けず(手当表参照)

⑧ 従来勤続賞與を退職手当に改め、その都合による退職者に支給するものとする(別表参照)

に支給するものとする(別表参照)

⑨ 前掲(三)(四)のうち、(三)に關し、勤続年数の計算は、又ら七十年一月一日より如む。

(五) 本要則に關し、前掲各項に記載するもの外、茲に工員規定の定むるところによる。解雇、老衰、退職手当の支給方法に就ては、示同じ。

一、西せりるに對しては、臨時工員に採用後三月を経過するものは、該職の上本工員に採用せしむ事。但し、日雇夫にして、会社の業務に従事し、之に基因する傷病者ある時は、醫務部長其他の救済に任ずるものと同時に、今後は工員規定に於て、工員扶助規定所定の二分の一を扶助すん事。前項但書に於ては、扶命中工員扶助規則より一條の療養期間中は、之を今号とす。同項を二條より一條の場合、全額を支給す。

一、西せりるに對しては、現在に於ける補給は、其の製子と、同社若くは